

壱岐市農業委員会定例会（令和5年1月）

議 事 録

1. 開催日時 令和5年1月25日（水） 午前9時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 ……農業委員会会長 外 農業委員 16名
4. 欠席委員 ……番 ……員
5. 事務局職員 事務局長 …… 事務局長補佐 …… 係長 ……
6. 議事日程
  - 第1. 議事録署名委員の指名 ……番 ……委員 ……番 ……委員
  - 第2. 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第 3号 壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について
  - 議案第 4号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第 5号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について
  - 議案第 6号 農地利用状況調査に係る非農地の判断について
  - 議案第 7号 農地の賃借料情報の提供について

7. その他

---

開 会 （ 午 前 8 : 5 5 ）

事務局

皆さん改めましてお早うございます。

ご案内の時間前ではありますが、本日出席されます農業委員さん方は全員お揃いでありますので、只今より令和5年1月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、…番 ……委員さんより欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は18名中17名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長

【会長挨拶】

それでは、早速これより、議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長

より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員にお願いを致したいと思っております。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・・・係長を指名致します。

それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、1頁をお願い致します。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が3件あがっております。受け手は全て個人ですので、「農地所有適格法人要件」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、「信託要件」の適用もありません。

それから、3件共売買、贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つの内容を審議して頂くこととなります。

#### 1番 土地の所在

勝本町大久保触 字横田・・・・・・ 地目 田 面積 429㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が13,843㎡、畑が1,021㎡、計14,864㎡です。

#### 申請理由

譲渡人 現に耕作している譲受人に売却する。

譲受人 譲渡人の要望により買い受けて、引き続き耕作に従事する。ということ。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻の作付け及び野菜の栽培です。

農機具は、トラクター、管理機、草刈り機、軽トラを所有されてあります。

田植え稲刈りは委託をされてあります。

農作業暦は60年です。

通作距離は、700m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま  
す。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今までどおり水稻を作付ける計画でありま  
すので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満  
たしていると考えます。1月23日に譲受人立ち会いの下、現地確認を行っ  
ております。

・委員さんは、現場立ち会い、それから本日も欠席でありますので、現  
場で確認した事をお繋ぎ致します。

この申請農地は、・さんの農地と「わのう」になっておりまして、既に・  
さんが耕作されてあります。

また、・さんは高齢であります、娘さんと一緒に農作業に従事されてあ  
るという事でありました。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょ  
うか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第1号1番  
は決定いたします。

続きまして、2番の説明を求めます。

事務局

はい、地目につきましては、現況地目のみを読み上げます。

#### 2番 土地の所在

芦辺町中野郷仲触	字惣清	・・・・	地目	畑	面積	1, 793 m <sup>2</sup>
同じく		・・・・	地目	畑	面積	2, 876 m <sup>2</sup>
芦辺町中野郷仲触	字明ヶ坂	・・・・	地目	田	面積	1, 743 m <sup>2</sup>
同じく		・・・・	地目	畑	面積	613 m <sup>2</sup>
同じく		・・・・	地目	畑	面積	193 m <sup>2</sup>
同じく		・・・・	地目	畑	面積	757 m <sup>2</sup>
同じく		・・・・	地目	田	面積	868 m <sup>2</sup>
芦辺町中野郷仲触	字山水	・・・・	地目	田	面積	1, 256 m <sup>2</sup>
同じく		・・・・	地目	田	面積	383 m <sup>2</sup>
同じく		・・・・	地目	田	面積	511 m <sup>2</sup>
同じく		・・・・	地目	田	面積	219 m <sup>2</sup>
同じく		・・・・	地目	田	面積	1, 348 m <sup>2</sup>
同じく		・・・・	地目	田	面積	480 m <sup>2</sup>

田が8筆で 6, 808 m<sup>2</sup> 畑が5筆で6, 232 m<sup>2</sup> 計13筆で13, 040 m<sup>2</sup>

譲渡人、・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は、田が6, 808㎡、畑が6, 232㎡、計13, 040㎡です。

申請理由

譲渡人 後継者である譲受人に贈与する。

譲受人 受贈し、耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に野菜（レタス・ナス・南瓜）の栽培です。

農機具はトラクター、草刈り機、軽トラ等を所有してあります。

農作業暦は本人20年です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

す。「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、家族内の移動で作付けも今までどおりですので周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

1月23日に・・・委員さんと譲渡人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。地区担当の・・・です。

事務局の説明の通り1月23日に現地を確認致しました。

お父さんの農地全てを子供さんへの贈与でありますので、何ら問題はないかと思

います。皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第1号2番は決定いたします。

続きまして、3番の説明を求めます。

事務局 はい、2頁をお願いします。3番 土地の所在

芦辺町箱崎本村触字二反田・・・・地目 田 面積 1, 467㎡

同じく・・・・地目 田 面積 300㎡

計 田が2筆で1, 767㎡

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は、田が 7, 196 m<sup>2</sup>、畑が 6, 306 m<sup>2</sup>、計 13, 502 m<sup>2</sup>です。

申請理由

譲渡人 申請地は、遠隔地にあるため管理がしづらいので、譲受人に売却したい。

譲受人 譲渡人の要望により買い受けて、耕作に従事する。ということです。権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻の作付け及び野菜の栽培です。

農機具はトラクター、草刈り機、軽トラを所有してあります。田植え、稲刈りは委託をされてあります。

農作業暦は38年です。

通作距離は、100m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

す。「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

1月23日に・・委員さんと譲受人のお父さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 皆様、お早うございます。担当の・・です。私の家の近くになります。譲渡人の・・さんは、30年位前までは、江角に住居を構えておられましたが、・・さんとご主人は、現在、大左右触の蟹田（がんだ）といひまして瀬戸の近くに居住されております。・・で建材店をされておりました。奥さんの名義になっておりますが、・・さんが管理をされておりましたが、会社が忙しくて手がまわらなくて近くの方が手伝いをされておりました。それで、自分も年をとったし、なかなか（耕作は）無理という事で売却をしたいという事でございまして、・・さんが100m一寸位の所に居られまして、・・さんも56歳という事で、会社に勤めておられますが、60歳で定年という事で、もう少し土地が欲しいなという事で丁度思惑が合致しまして今回の契約となった訳でございま

す。先程、言われましたように23日に現地立会いをしましたが、・・・さんは会社勤めという事で日程調整が出来ずにお父さんに立ち会いをして頂きました。

しかしながら、私の隣という事で哲二さんともずっとその事につきましては、話もしておりましたので、問題ないと思います。

皆さん方のご判断よろしくお願い致します。

以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第1号3番は決定いたします。

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、3頁をお願いします。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用に付き、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

1番 土地の所在

芦辺町中野郷仲触 字惣清 ・・・・ 地目 畑 面積 1,654㎡

転用目的 農家住宅用地

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

申請理由 現在、両親とは別居をしていますが、両親の見守りや介護等に備えて同居をするため、申請地を父より譲り受けて、居宅と農業用倉庫を建築したいので申請します。というものです

権利の設定内容は、贈与です。

農振地区域除外は県の同意を得て、令和5年1月10日に完了を致しております。

農地区分は公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地として判断を致しております。

位置図、写真、配置図は4頁から6頁です。

農振地区域除外時（令和4年9月26日）に・・・委員さんと譲渡人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 地区担当の・・・です。

事務局の説明の通り昨年の9月定例の折に農振除外申請につきまして、ご承

認を頂きました案件でございます。

本人に1月16日に電話で確認しました所、転用の許可が下り次第、計画通りに進めて行くという事でありましたので、皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第2号1番は意見を付して進達致します。

続きまして、議案第3号 「壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、7頁をお願いします。

議案第3号 「壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条同法施行令第10条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の用途区分変更申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

1番 土地の所在、  
郷ノ浦町田中触 字鉢形 ……の一部 地目 田 面積 2,342㎡  
のうち191㎡

変更の内容、農業用施設用地

申請人、……………

申請理由、申請地に農業用倉庫を建築したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は8頁から10頁です。

1月23日に…委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

…委員 議長。

議長 はい、…番 …委員。

…委員 はい、皆さんお早うございます。担当の…です。

事務局の説明の通り、1月23日に現地確認を致しました。

…さんは、令和3年の3月に新規就農者として壱岐に転入されまして、柳田の…さんの圃場でアスバラガスの栽培の研修をされて、農地を借りられて独立されるという事で、現在ハウスを建てられ準備中です。

その圃場の隅に農業用倉庫を建設するために農用地区域の用途区分の変更を行いたいという事で、何ら問題はないかと思いますが、皆さんのご審議をよろしくお願い致します。

以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第3号

1 番は意見を付して回答致します。

続きまして、議案第 4 号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」と議案第 5 号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は関連がございますので、一括上程いたしたいと思います。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第 4 号と議案第 5 号は一括して説明させていただきます。11 頁をお願い致します。

議案第 4 号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定を市長より求められております。

12 頁の令和 5 年 1 月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画について（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度 11 頁をお願い致します。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定の 10 年間の畑の新規が 1 筆で 1,311 m<sup>2</sup>、使用貸借権設定の 10 年間の畑の新規が 2 筆で 712 m<sup>2</sup>、20 年間の田の更新が 1 筆で 2,461 m<sup>2</sup>、使用貸借権設定の合計が 3 筆で 3,173 m<sup>2</sup>です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、13 頁をお願い致します。議案第 5 号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定による意見を求められております。

14 頁の令和 5 年 1 月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度 13 頁をお願い致します。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画（案）は、議案第 4 号で説明致しました通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第 4 号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画（案）の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定めて、県知事が利用配分計画を認可し、公告することによりまして、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、皆様方の意見を求めるという事であり、何かございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議な

いようですので、議案第4号と議案第5号は原案のとおり決定いたします。その旨回答いたします。

続きまして、議案第6号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、15頁をお願いします。

議案第6号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」

遊休農地が農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かについて、審議のうえ決定の要がある。

1 農業委員会は、利用状況調査の結果をもとに、下記の条件に該当する農地であるか定例会で判断を行う。

農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないものとする。

ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合

イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

2 農業委員会は、1において「農地」に該当しないと判断された場合、総会での議決を経て所有者等に対し「非農地通知書」を県、市、法務局の関係機関に対し「非農地通知一覧表」を送付しその後 農地基本台帳の整理を行います。

16頁～23頁に農地利用最適化推進委員さん方と農業委員さん方に対象地の現況確認をして頂きました結果を掲載致しております。

今回、非農地と判断されたものは182筆で13.4haとなっております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

以上の説明でございますが、この判断基準よろしいでしょうか。

どなたかご質疑ございませんでしょうか。

・・・委員

議長。

議長

はい、・番・・・委員。

・・・委員

はい、ひとつだけ質問致します。非農地のこれは良いのですが、見て回る際の3番（山林化した農地）について判断する時に3番の中でもこれは軽いの非農地通知を出して結局法務局の認可が下りないとそれよりも3番の中でも判断基準をつけて、これは非農地には判定しないけども荒れている中でも一番荒れているよという判断基準を見直せないかなあと思っております。どうでしょうか。

事務局

議長。

議長 はい、事務局。

事務局 はい、今、委員さんおっしゃるのは、法務局からこの前、来られて説明を受けた通りでありますから原野的といいますか、そういうのは、基本的に認めないという事ですから、その方向でしか認めないという事なので、非農地通知は山林・竹林化した農地にしか出せないという事になります。

議長 外にございませんでしょうか？前回法務局より説明されておりましたのでよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第6号は決定いたします。

続きまして議案第7号「農地の賃借料情報の提供について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、24頁をお願いいたします。

議案第7号 「農地の賃借料情報の提供について」農地法第52条の規定により、農業委員会は地域ごとにおける賃借料情報の提供を行う必要があり、令和4年1月から12月までの農業経営基盤強化促進法による利用権設定並びに農地中間管理事業の推進に関する法律による中間管理権設定の情報をもとに新たな賃借料情報を作成したため、この議案を提出する。議決後「壱岐市農地賃借料情報」として、ホームページ等での公表をいたします。

10a当りの賃借料です。

田、幡鉾川流域総合整備事業の基盤整備地区では、平均額が19,700円、最高額が20,000円、最低額が18,000円で、データ件数は6件でした。

その他の地区では、平均額が6,100円、最高額が38,500円、最低額が500円で、データ件数は600件でした。

畑、幡鉾川流域総合整備事業の基盤整備地区のデータはありませんでした。

その他の地区では、平均額が4,600円、最高額が30,000円、最低額が300円で、データ件数は221件でありました。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございしますが、この件につきまして何かご意見ございましたら【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第7号は決定いたします。それでは、その他の件をお願いします。

事務局 ①2月の定例会の日程 令和5年2月24日（金）16時～

②お別れ会を計画しております。

③忘年会の会計報告について。

④「全国農業新聞」の新規購読者の確保依頼。

⑤農地利用最適化推進委員は全地区推薦等がっております。

⑥活動記録簿の提出をお願いします。

議長

皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】

大変お疲れでございました。